

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	濃縮個別 41 R0
提出年月日	令和3年11月18日

加工施設への人の不法な侵入等の防止に係る補足説明資料

目 次

1. 概要 1
 2. 申請対象と技術基準規則の関係 1
 3. 設工認申請書添付書類における変更内容に係る補足説明事項 1
- 添付 1 申請対象設備の「技術基準規則 第 9 条 加工施設への人の不法な侵入等の防止」
への適合要否及び既認可からの変更について
- 添付 2 変更内容に係る補足説明事項について

1. 概要

本資料は、第5回申請の【加工施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書】（以下「説明書」という。）において説明した事項に関して、申請内容の妥当性、記載内容の根拠等について説明するものである。

2. 申請対象と技術基準規則の関係

第5回申請において説明している内容は、「技術基準規則 第9条 加工施設への人の不法な侵入等の防止」に基づく説明であり、新規基準で新たに追加された要求事項である。第5回申請における申請対象と技術基準規則の関係を以下に示す。

また、今回申請対象設備の「技術基準規則 第9条 加工施設への人の不法な侵入等の防止」への適合可否を添付1に示す。

なお、本条文の適合説明に係る設工認申請対象機器はないが、核物質防護等に係る運用により、人の不法な侵入等を防止することを説明する。

3. 設工認申請書添付書類における変更内容に係る補足説明事項

説明書での申請内容に関する補足説明を添付2に示す。^{※1}

※1：人の不法な侵入等の防止に係る説明方針は、全社共通の方針として、「①原則として各施設において、炉規法の要求により従前から実施している核物質防護の措置を実施することにより適合を示すこと」及び「②施設間で要求事項に違いのない部分については、再処理施設、MOX加工施設と横並びを図った記載とする」こととした。①については、再処理施設、MOX加工施設及びウラン濃縮加工施設の各施設でそれぞれ実施する核物質防護の具体的な措置によって人の不法な侵入等の防止に係る技術基準規則の要求事項に適合することが可能なためである。

添付2では、本施設の適合説明書に加えて、再処理施設の適合説明書を併記し、本施設と再処理施設の説明内容の相違点、相違の理由及び技術基準規則の要求事項への適合に係る補足説明を示す。

添付 1

申請対象設備の「技術基準規則 第9条 加工施設への人の不法な侵入等の防止」への適合要否及び既認可からの変更について

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	耐震設計	備考	今回申請	技術基準への適合に関する変更有無の考え方
												第九條	【今回申請】欄 ○：適合性確認を実施するもの（要求事項、設計内容に変更があり、変更内容に応じた説明を実施するもの） －：条文要求を受けないもの ※本項は新たに追加された技術基準規則であるため、既認可における適合の説明はない。
76	濃縮施設	UF ₀ 処理設備	回収側槽類圧力異常上昇によるガス移送停止のインターロック（2号一般バージ系コールドトラップ）	－	2	式	5	新設	非安重	第3類	2号一般バージ系コールドトラップに係るインターロック 検出器 ・原料シリンダ/廃品シリンダ内圧力計（原料シリンダ槽入口圧力計）（番号96） ・中間製品容器内圧力計（均質槽入口圧力計）（番号90）	－	人の不法な侵入等の防止に係る適合は、個々の機器に対して適合性を示す内容ではなく、核物質防護等に係る運用での適合を示すものであることから、対象外とする。
79	濃縮施設	均質・ブレンドインク設備	2号均質槽	2号発回均質棟	6	基	5	既設	非安重	1G		－	同上
80	濃縮施設	均質・ブレンドインク設備	2号製品シリンダ槽（加熱器なし）	2号発回均質棟	5	基	5	既設	非安重	1G		－	同上
81	濃縮施設	均質・ブレンドインク設備	2号製品シリンダ槽（加熱器あり）	2号発回均質棟	1	基	5	既設	非安重	1G		－	同上
82	濃縮施設	均質・ブレンドインク設備	2号原料シリンダ槽	2号発回均質棟	1	基	5	既設	非安重	1G		－	同上
83	濃縮施設	均質・ブレンドインク設備	2号サンプル小分け装置	2号発回均質棟	1	基	5	既設	非安重	1G		－	同上
84	濃縮施設	均質・ブレンドインク設備	2号工程用モニタ	2号発回均質棟	2	基	5	既設	非安重	1G		－	同上
85	濃縮施設	均質・ブレンドインク設備	2号局所排気装置	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		－	同上
86	濃縮施設	均質・ブレンドインク設備	中間製品容器	1号発回均質棟 2号発回均質棟	45	本	5	既設	非安重	－		－	同上
87	濃縮施設	均質・ブレンドインク設備	主要配管（均質・ブレンドインク系）	2号発回均質棟	－	式	5	既設	非安重	1G		－	同上
88	濃縮施設	均質・ブレンドインク設備	防護カバー	2号発回均質棟	－	式	5	新設	非安重	1G		－	同上
89	濃縮施設	均質・ブレンドインク設備	均質槽内圧力計	2号発回均質棟	6	台	5	改造	非安重	第3類		－	同上
90	濃縮施設	均質・ブレンドインク設備	中間製品容器内圧力計（均質槽入口圧力計）	2号発回均質棟	12	台	5	既設	非安重	第3類		－	同上
91	濃縮施設	均質・ブレンドインク設備	均質槽内温度計	2号発回均質棟	6	台	5	既設	非安重	第3類		－	同上
92	濃縮施設	均質・ブレンドインク設備	均質槽シリンダ重量計	2号発回均質棟	6	台	5	既設	非安重	第3類		－	同上
93	濃縮施設	均質・ブレンドインク設備	製品シリンダ/廃品シリンダ内圧力計（製品シリンダ槽入口圧力計）	2号発回均質棟	6	台	5	既設	非安重	第3類		－	同上
94	濃縮施設	均質・ブレンドインク設備	製品シリンダ槽（F）内温度計	2号発回均質棟	1	台	5	既設	非安重	第3類		－	同上
95	濃縮施設	均質・ブレンドインク設備	製品シリンダ槽シリンダ重量計	2号発回均質棟	6	台	5	既設	非安重	第3類		－	同上
96	濃縮施設	均質・ブレンドインク設備	原料シリンダ/廃品シリンダ内圧力計（原料シリンダ槽入口圧力計）	2号発回均質棟	1	台	5	既設	非安重	第3類		－	同上
97	濃縮施設	均質・ブレンドインク設備	原料シリンダ槽内温度計	2号発回均質棟	1	台	5	既設	非安重	第3類		－	同上
98	濃縮施設	均質・ブレンドインク設備	原料シリンダ槽シリンダ重量計	2号発回均質棟	1	台	5	既設	非安重	第3類		－	同上
99	濃縮施設	均質・ブレンドインク設備	サンプルシリンダ内圧力計	2号発回均質棟	1	台	5	既設	非安重	第3類		－	同上
100	濃縮施設	均質・ブレンドインク設備	加熱箱温度計	2号発回均質棟	1	台	5	既設	非安重	第3類		－	同上
101	濃縮施設	均質・ブレンドインク設備	工程用モニタHF濃度高によるUF ₀ 漏えい拡大防止のインターロック（2号均質槽）	－	1	式	5	既設	非安重	第3類	2号均質槽に係るインターロック 検出器 ・2号工程用モニタ（番号84）※ ※当該検出器については、番号118、122のインターロックと共用	－	同上

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	耐震設計	備考	今回申請	技術基準への適合に関する変更有無の考え方
												第九條	【今回申請】欄 ○：適合性確認を実施するもの（要求事項、設計内容に変更があり、変更内容に応じた説明を実施するもの） －：条文要求を受けないもの ※本項は新たに追加された技術基準規則であるため、既認可における適合の説明はない。
102	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	減圧槽故障による均質槽加熱停止インターロック（2号均質槽）	－	1	式	5	改造	非安重	第3類	2号均質槽に係るインターロック 検出器 ・減圧槽内圧力計（番号133） ・減圧槽入口配管温度計（番号134）	－	同上
103	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	2号局所排風機2台停止による加熱停止のインターロック（2号均質槽）	－	－	式	5	改造	非安重	第3類	2号均質槽に係るインターロック 検出器 ・2号局所排風機（番号211）	－	同上
104	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	均質槽槽内圧力異常高による運転停止のインターロック（2号均質槽）	－	6	式	5	改造	非安重	第3類	2号均質槽に係るインターロック 検出器 ・均質槽内圧力計（番号89）	－	同上
105	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	圧力異常高又は温度異常高による加熱停止のインターロック（2号均質槽）	－	6	式	5	既設	非安重	第3類	2号均質槽に係るインターロック 検出器 ・中間製品容器内圧力計（均質槽入口圧力計）（番号90） ・均質槽内温度計（番号91）	－	同上
106	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	UF ₂ シリンダ類交換時の誤操作防止のインターロック（2号均質槽）	－	－	式	5	既設	非安重	第3類	2号均質槽に係るインターロック 検出器 ・2号均質槽（番号79）	－	同上
107	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	地震発生時のUF ₂ 漏えい防止インターロック（2号均質槽）	－	4	組	5	新設	非安重	第3類	2号均質槽に係るインターロック 検出器 ・地震計（番号11、12）※ ※当該検出器については、番号14、23等のインターロックと共用	－	同上
108	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	重量異常高による過充填防止のインターロック（2号均質槽）	－	6	式	5	既設	非安重	第3類	2号均質槽に係るインターロック 検出器 ・均質槽シリンダ重量計（番号92）	－	同上
109	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	回収側槽類圧力異常上昇によるガス移送停止のインターロック（2号均質槽）	－	12	式	5	新設	非安重	第3類	2号均質槽に係るインターロック 検出器 ・製品シリンダ/廃品シリンダ内圧力計（製品シリンダ槽入口圧力計）（番号93） ・中間製品容器内圧力計（均質槽入口圧力計）（番号90）	－	同上

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	耐震設計	備考	今回申請	技術基準への適合に関する変更有無の考え方
												第九條	【今回申請】欄 ○：適合性確認を実施するもの（要求事項、設計内容に変更があり、変更内容に応じた説明を実施するもの） －：条文要求を受けないもの ※本項は新たに追加された技術基準規則であるため、既認可における適合の説明はない。
110	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	圧力異常高又は温度異常高による加熱停止のインターロック（2号製品シリンダ槽）	－	1	式	5	既設	非安重	第3類	2号製品シリンダ槽に係るインター ロック 検出器 ・製品シリンダ/廃品シリンダ内圧力 計（製品シリンダ槽入口圧力計） （番号93） ・製品シリンダ槽（F）内温度計（番 号94）	－	同上
111	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	地震発生時の加熱停止のインターロック（2号製品シリンダ槽）	－	4	組	5	新設	非安重	第3類	2号製品シリンダ槽に係るインター ロック 検出器 ・地震計（番号11、12）※ ※当該検出器については、番号14、 23等のインターロックと共用	－	同上
112	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	重量異常高による過充填防止のインターロック（2号製品シリンダ槽）	－	6	式	5	既設	非安重	第3類	2号製品シリンダ槽に係るインター ロック 検出器 ・製品シリンダ槽シリンダ重量計 （番号96）	－	同上
113	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	回収側槽類圧力異常上昇によるガス移送停止のインターロック（2号製品シリンダ槽）	－	3	式	5	新設	非安重	第3類	2号製品シリンダ槽に係るインター ロック 検出器 ・中間製品容器内圧力計（均質槽入 口圧力計）（番号90） ・製品シリンダ/廃品シリンダ内圧力 計（製品シリンダ槽入口圧力計） （番号93）	－	同上
114	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	圧力異常高又は温度異常高による加熱停止のインターロック（2号原料シリンダ槽）	－	1	式	5	既設	非安重	第3類	2号原料シリンダ槽に係るインター ロック 検出器 ・原料シリンダ/廃品シリンダ内圧力 計（原料シリンダ槽入口圧力計） （番号96） ・原料シリンダ槽内温度計（番号 97）	－	同上
115	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	地震発生時の加熱停止のインターロック（2号原料シリンダ槽）	－	4	組	5	新設	非安重	第3類	2号原料シリンダ槽に係るインター ロック 検出器 ・地震計（番号11、12）※ ※当該検出器については、番号14、 23等のインターロックと共用	－	同上
116	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	重量異常高による過充填防止のインターロック（2号原料シリンダ槽）	－	1	式	5	既設	非安重	第3類	2号原料シリンダ槽に係るインター ロック 検出器 ・原料シリンダ槽シリンダ重量計 （番号98）	－	同上

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	耐震設計	備考	今回申請	技術基準への適合に関する変更有無の考え方
												不法侵入等防止	【今回申請】欄 ○：適合性確認を実施するもの（要求事項、設計内容に変更があり、変更内容に応じた説明を実施するもの） －：条文要求を受けないもの ※本項は新たに追加された技術基準規則であるため、既認可における適合の説明はない。
117	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	回収側槽類圧力異常上昇によるガス移送停止のインターロック（2号原料シリンダ槽）	－	1	式	5	新設	非安重	第3類	2号原料シリンダ槽に係るインターロック 検出器 ・中間製品容器内圧力計（均質槽入口圧力計）（番号90）	－	同上
118	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	工程用モニタHF濃度高によるUF ₀ 漏えい拡大防止のインターロック（2号サンプル小分け装置）	－	1	式	5	既設	非安重	第3類	2号サンプル小分け装置に係るインターロック 検出器 ・2号工程用モニタ（番号84）※ ※当該検出器については、番号101、122のインターロックと共用	－	同上
119	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	2号局所排風機2台停止による加熱停止のインターロック（2号サンプル小分け装置）	－	1	式	5	改造	非安重	第3類	2号サンプル小分け装置に係るインターロック 検出器 ・2号局所排風機（番号211）	－	同上
120	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	サンプルシリンダ圧力異常高又は小分け装置温度異常高による加熱停止のインターロック（2号サンプル小分け装置）	－	1	式	5	既設	非安重	第3類	2号サンプル小分け装置に係るインターロック 検出器 ・サンプルシリンダ内圧力計（番号99） ・加熱箱温度計（番号100）	－	同上
121	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	地震発生時の加熱停止のインターロック（2号サンプル小分け装置）	－	4	組	5	新設	非安重	第3類	2号サンプル小分け装置に係るインターロック 検出器 ・地震計（番号11、12）※ ※当該検出器については、番号14、23等のインターロックと共用	－	同上
122	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	工程用モニタHF濃度高によるUF ₀ 漏えい拡大防止のインターロック（2号局所排気装置）	－	1	式	5	改造	非安重	第3類	2号局所排気装置に係るインターロック 検出器 ・2号工程用モニタ（番号84）※ ※当該検出器については、番号101、118のインターロックと共用	－	同上
123	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	地震発生時のUF ₀ 漏えい防止インターロック（2号局所排気装置）	－	4	組	5	新設	非安重	第3類	2号局所排気装置に係るインターロック 検出器 ・地震計（番号11、12）※ ※当該検出器については、番号14、23等のインターロックと共用	－	同上
124	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	2号均質バージ系ロールドトラップ	2号発回均質棟	2	基	5	既設	非安重	1G		－	同上
125	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	2号減圧槽	2号発回均質棟	1	基	5	既設	非安重	1G		－	同上

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	耐震設計	備考	今回申請	技術基準への適合に関する変更有無の考え方
												第九條	【今回申請】欄 ○：適合性確認を実施するもの（要求事項、設計内容に変更があり、変更内容に応じた説明を実施するもの） －：条文要求を受けないもの ※本項は新たに追加された技術基準規則であるため、既認可における適合の説明はない。
126	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	2号均質バージ系ケミカルトラップ (NaF)	2号発回均質棟	4	基	5	既設	非安重	1G		－	同上
127	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	2号均質バージ系ケミカルトラップ (Al ₂ O ₃)	2号発回均質棟	4	基	5	既設	非安重	第1類		－	同上
128	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	2号均質バージ系ブースタポンプ	2号発回均質棟	2	基	5	既設	非安重	1G		－	同上
129	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	2号均質バージ系ロータリポンプ	2号発回均質棟	4	基	5	既設	非安重	第3類		－	同上
130	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	主要配管 (均質バージ系)	2号発回均質棟	－	式	5	既設	非安重	1G		－	同上
131	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	均質バージ系コールドトラップ内圧力計	2号発回均質棟	2	台	5	既設	非安重	第3類		－	同上
132	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	均質バージ系コールドトラップ内温度計	2号発回均質棟	2	台	5	既設	非安重	第3類		－	同上
133	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	減圧槽内圧力計	2号発回均質棟	1	台	5	改造	非安重	第3類		－	同上
134	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	減圧槽入口配管温度計	2号発回均質棟	1	台	5	改造	非安重	第3類		－	同上
135	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	圧力異常高又は温度異常高による加熱停止のインターロック (2号均質バージ系コールドトラップ)	－	2	式	5	既設	非安重	第3類	2号均質バージ系コールドトラップに係るインターロック 検出器 ・均質バージ系コールドトラップ内圧力計 (番号131) ・均質バージ系コールドトラップ内温度計 (番号132)	－	同上
136	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	地震発生時の加熱停止のインターロック (2号均質バージ系コールドトラップ)	－	4	組	5	新設	非安重	第3類	2号均質バージ系コールドトラップに係るインターロック 検出器 ・地震計 (番号11, 12) ※ ※当該検出器については、番号14, 23等のインターロックと共用	－	同上
137	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	回収側槽類圧力異常上昇によるガス移送停止のインターロック (2号均質バージ系コールドトラップ)	－	1	式	5	新設	非安重	第3類	2号均質バージ系コールドトラップに係るインターロック 検出器 ・中間製品容器内圧力計 (均質槽入口圧力計) (番号90)	－	同上
138	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	ロータリポンプ停止に伴う入口弁閉のインターロック (2号均質バージ系ロータリポンプ)	－	4	式	5	既設	非安重	第3類	2号均質バージ系ロータリポンプに係るインターロック 検出器 ・2号均質バージ系ロータリポンプ (番号129)	－	同上
139	濃縮施設	均質・ブレンディン グ設備	カバー、シート	2号発回均質棟	－	式	5	新設	非安重	－		－	同上
143	核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵設備	ANSI又はISO規格 48Y	Aウラン貯蔵庫 Bウラン貯蔵庫 ウラン貯蔵・廃棄物庫	－	式	5	既設	非安重	－		－	同上
144	核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵設備	ANSI又はISO規格 30B	Aウラン貯蔵庫 Bウラン貯蔵庫	－	式	5	改造	非安重	－		－	同上
145	核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵設備	付着ウラン回収容器	2号発回均質棟 Aウラン貯蔵庫 Bウラン貯蔵庫	21	本	5	改造	非安重	－		－	同上

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	耐震設計	備考	今回申請	技術基準への適合に関する変更有無の考え方
												第九 条	【今回申請】欄 ○：適合性確認を実施するもの（要求事項、設計内容に変更があり、 変更内容に応じた説明を実施するもの） －：条文要求を受けないもの ※本項は新たに追加された技術基準規則であるため、既認可における適合 の説明はない。
146	核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵設備	原料シリンダ置台（充填）	Aウラン貯蔵庫	228	組	5	既設	非安重	第1類		－	同上
147	核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵設備	製品シリンダ置台（充填）	Aウラン貯蔵庫 Bウラン貯蔵庫	300	組	5	既設	非安重	第1類		－	同上
148	核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵設備	廃品シリンダ置台（充填）	Bウラン貯蔵庫 ウラン貯蔵・廃棄物庫	750	組	5	既設	非安重	第1類		－	同上
149	核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵設備	中間製品容器置台	1号発回均質棟 2号発回均質棟	46	組	5	既設	非安重	第1類		－	同上
150	核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵設備	付着ウラン回収容器置台	2号発回均質棟	21	組	5	既設	非安重	第1類		－	同上
151	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン（A）	Aウラン貯蔵庫	1	基	5	既設	非安重	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.2m) *停電時のシリンダ保持機能	－	同上
152	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン（B）	Aウラン貯蔵庫	1	基	5	既設	非安重	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.2m) *停電時のシリンダ保持機能	－	同上
153	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン（C）	Aウラン貯蔵庫	1	基	5	既設	非安重	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.2m) *停電時のシリンダ保持機能	－	同上
154	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン（D）	Aウラン貯蔵庫	1	基	5	既設	非安重	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.2m) *停電時のシリンダ保持機能	－	同上
155	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン（E）	搬出入棟	1	基	5	既設	非安重	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.2m) *停電時のシリンダ保持機能	－	同上
156	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン（G）	Bウラン貯蔵庫	1	基	5	既設	非安重	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.2m) *停電時のシリンダ保持機能	－	同上
157	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン（H）	Bウラン貯蔵庫	1	基	5	既設	非安重	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.85m) *停電時のシリンダ保持機能	－	同上
158	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン（I）	Bウラン貯蔵庫	1	基	5	既設	非安重	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.85m) *停電時のシリンダ保持機能	－	同上
159	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン（J）	Bウラン貯蔵庫	1	基	5	既設	非安重	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.85m) *停電時のシリンダ保持機能	－	同上
160	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン（K）	Bウラン貯蔵庫	1	基	5	既設	非安重	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.85m) *停電時のシリンダ保持機能	－	同上
161	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン（L）	ウラン貯蔵・廃棄物庫	1	基	5	既設	非安重	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.85m) *停電時のシリンダ保持機能	－	同上
162	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン（M）	ウラン貯蔵・廃棄物庫	1	基	5	既設	非安重	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.85m) *停電時のシリンダ保持機能	－	同上
163	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン（N）	ウラン貯蔵・廃棄物庫	1	基	5	既設	非安重	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.85m) *停電時のシリンダ保持機能	－	同上
164	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン（O）	ウラン貯蔵・廃棄物庫	1	基	5	既設	非安重	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.85m) *停電時のシリンダ保持機能	－	同上
165	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン（P）	ウラン貯蔵・廃棄物庫	1	基	5	既設	非安重	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.85m) *停電時のシリンダ保持機能	－	同上

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	耐震設計	備考	今回申請	技術基準への適合に関する変更有無の考え方
												第九條	【今回申請】欄 ○：適合性確認を実施するもの（要求事項、設計内容に変更があり、変更内容に応じた説明を実施するもの） －：条文要求を受けないもの ※本項は新たに追加された技術基準規則であるため、既認可における適合の説明はない。
166	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	均質室天井走行クレーン	1号発回均質棟	1	基	5	既設	非安重	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.2m) *停電時のシリンダ保持機能	－	同上
167	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	2号発回均質室天井走行クレーン	2号発回均質棟	1	基	5	既設	非安重	1G	*吊り上げ高さインターロック (1.2m) *停電時のシリンダ保持機能	－	同上
168	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	シリンダ搬出入台車	ウラン貯蔵・廃棄物建屋	1	台	5	既設	非安重	第1類		－	同上
169	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	シリンダ搬送台車	ウラン濃縮建屋 ウラン貯蔵・廃棄物建屋	5	台	5	既設	非安重	第1類		－	同上
214	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	洗田廃水貯槽	中央操作棟	4	基	5	既設	非安重	1G		－	同上
215	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	凝集槽	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	1G		－	同上
216	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	管理廃水処理脱水機	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	1G		－	同上
217	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	脱水ろ液タンク	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	1G		－	同上
218	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	凝集槽送水ポンプ	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	1G		－	同上
219	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	脱水機凝集液ポンプ	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	1G		－	同上
220	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	主要放射性廃水配管（高放射性廃水処理系）	中央操作棟	－	式	5	既設	非安重	1G		－	同上
221	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	堰A	中央操作棟	1	区画	5	既設	非安重	第2類		－	同上
222	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	堰B	中央操作棟	1	区画	5	既設	非安重	第2類		－	同上
223	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	凝集槽液位計	中央操作棟	2	台	5	既設	非安重	第3類		－	同上
224	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	脱水ろ液タンク液位計	中央操作棟	2	台	5	既設	非安重	第3類		－	同上
225	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	受入れ停止による漏えい防止機能（凝集槽）	－	－	式	5	既設	非安重	第3類	凝集槽に係るインターロック 検出器 ・凝集槽液位計（番号223）	－	同上
226	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	受入れ停止による漏えい防止機能（脱水ろ液タンク）	－	－	式	5	既設	非安重	第3類	脱水ろ液タンクに係るインターロック 検出器 ・脱水ろ液タンク液位計（番号224）	－	同上
227	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	分析廃水ビット	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		－	同上
228	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	第1脱水調整ビット	中央操作棟	2	基	5	既設	非安重	第3類		－	同上
229	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	第1反応タンク	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		－	同上
230	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	第2反応タンク	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		－	同上
231	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	凝集沈殿槽	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		－	同上
232	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	汚泥タンク	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		－	同上
233	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	凝沈処理水ビット	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		－	同上
234	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	砂ろ過塔	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		－	同上
235	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	管理廃水処理第1活性炭吸着塔	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		－	同上

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	耐震設計	備考	今回申請	技術基準への適合に関する変更有無の考え方
												不法侵入等防止	【今回申請】欄 ○：適合性確認を実施するもの（要求事項、設計内容に変更があり、変更内容に応じた説明を実施するもの） －：条文要求を受けないもの ※本項は新たに追加された技術基準規則であるため、既認可における適合の説明はない。
												第九條	
265	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	漏えい防止機能（廃水液面異常高警報）（第1廃水調整ビット）	－	2	式	5	既設	非安重	第3類	第1廃水調整ビットに係るインターロック 検出器 ・第1廃水調整ビット液位計（番号262）	－	同上
266	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	受入れ停止による漏えい防止機能（汚泥タンク）	－	－	式	5	既設	非安重	第3類	汚泥タンクに係るインターロック 検出器 ・汚泥タンク液位計（番号263）	－	同上
267	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	手洗廃水ビット	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		－	同上
268	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	第2廃水調整ビット	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		－	同上
269	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	管理廃水処理第2活性炭吸着塔	中央操作棟	2	基	5	既設	非安重	第3類		－	同上
270	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	第2処理水ビット	中央操作棟	2	基	5	既設	非安重	第3類		－	同上
271	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	吸着塔送水ポンプ	中央操作棟	2	基	5	既設	非安重	第3類		－	同上
272	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	第2処理水ポンプ	中央操作棟	2	基	5	既設	非安重	第3類		－	同上
273	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	2号発回均質室廃水ビット1	2号発回均質棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		－	同上
274	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	2号発回均質室廃水ビット2	2号発回均質棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		－	同上
275	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	2号発回均質室廃水ビット3	2号発回均質棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		－	同上
276	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	2号発回均質室廃水ビット4	2号発回均質棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		－	同上
277	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	主要放射性廃水配管（非放射性廃水処理系）	中央操作棟 澆り廊下 2号発回均質棟	－	式	5	既設	非安重	第3類		－	同上
278	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	ホットランドリー室廃水タンク	中央操作棟	1	基	5	撤去	－	－		－	撤去機器のため対象外とする。
279	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	ホットランドリー室廃水送水ポンプ	中央操作棟	1	基	5	撤去	－	－		－	同上
280	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	堰（ホットランドリー室）	中央操作棟	1	区画	5	撤去	－	－		－	同上
281	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	ホットランドリー廃水配管	中央操作棟	－	式	5	撤去	－	－		－	同上
282	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	液体廃棄物保管廃棄区画	中央操作棟	1	区画	5	既設	非安重	－		－	人の不法な侵入等の防止に係る適合は、個々の機器に対して適合性を示す内容ではなく、核物質防護等に係る運用での適合を示すものであることから、対象外とする。
283	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	液体廃棄物保管廃棄区画（IF ₃ ボンベ置台）	2号発回均質棟	68	基	5	既設	非安重	－		－	同上
284	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	主要配管（IF ₇ 発生・供給系）	中央操作棟 1号発回均質棟 澆り廊下 2号発回均質棟	－	式	5	撤去	－	－		－	撤去機器のため対象外とする。
285	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	主要配管（回収系）	中央操作棟 1号発回均質棟 澆り廊下 2号発回均質棟	－	式	5	撤去	－	－		－	同上
286	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物保管廃棄区画（Aウラン濃縮廃棄物室）	Aウラン濃縮廃棄物建屋	1	区画	5	既設	非安重	－		－	人の不法な侵入等の防止に係る適合は、個々の機器に対して適合性を示す内容ではなく、核物質防護等に係る運用での適合を示すものであることから、対象外とする。

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	耐震設計	備考
287	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物保管廃棄区画 (Bウラン濃縮廃棄物室)	ウラン貯蔵・廃棄物庫	1	区画	5	既設	非安重	—	
288	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物保管廃棄区画 (Cウラン濃縮廃棄物室)	使用済遠心機保管建屋	1	区画	5	既設	非安重	—	
289	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物保管廃棄区画 (Dウラン濃縮廃棄物室)	使用済遠心機保管建屋	1	区画	5	既設	非安重	—	
290	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物保管廃棄区画 (使用済遠心機保管室)	使用済遠心機保管建屋	1	区画	5	既設	非安重	—	
291	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物保管廃棄区画 (Cウラン貯蔵室 (使用済遠心機保管エリア))	ウラン貯蔵・廃棄物庫	1	区画	5	撤去	—	—	
303	放射線管理施設	放射線監視・測定設備	HFセンサ	中央操作棟 2号発回均質棟 1号発回均質棟 2号カスケード棟 Aウラン貯蔵庫 Bウラン貯蔵庫 ウラン貯蔵・廃棄物庫	30	台	5	新設	非安重	1G, 第2類	
304	放射線管理施設	放射線監視・測定設備	排気用モニタA	中央操作棟	1	台	5	改造	非安重	第1類	
305	放射線管理施設	放射線監視・測定設備	排気用モニタB	中央操作棟	1	台	5	改造	非安重	第1類	
317	その他の加工施設	非常用設備	自動火災報知設備 (均質槽防護カバー内の感知器の新設)	2号発回均質棟	—	式	5	新設	非安重	第3類	
318	その他の加工施設	非常用設備	温度センサ	2号発回均質棟 1号発回均質棟	22	台	5	新設	非安重	1G	
327	その他の加工施設	非常用設備	ハロンボンベ (2号中間室, 2号発回均質室用)	中央操作棟 渡り廊下	19	本	5	新設	非安重	第3類	
328	その他の加工施設	非常用設備	ハロンボンベ (1号均質室用)	1号発回均質棟	4	本	5	新設	非安重	第3類	
329	その他の加工施設	非常用設備	主要配管 (ハロン消火系)	2号発回均質棟 1号発回均質棟 中央操作棟 渡り廊下	—	式	5	新設	非安重	第3類	
330	その他の加工施設	非常用設備	二酸化炭素ボンベ (2号中間室用)	中央操作棟 渡り廊下	22	本	5	新設	非安重	第3類	
331	その他の加工施設	非常用設備	二酸化炭素ボンベ (2号発回均質室用)	中央操作棟 渡り廊下	25	本	5	新設	非安重	第3類	
332	その他の加工施設	非常用設備	二酸化炭素ボンベ (1号均質室用)	1号発回均質棟	7	本	5	新設	非安重	第3類	
333	その他の加工施設	非常用設備	主要配管 (二酸化炭素消火系)	2号発回均質棟 1号発回均質棟 中央操作棟 渡り廊下	—	式	5	新設	非安重	第3類	
334	その他の加工施設	非常用設備	火災区域構造物 (ウラン濃縮建屋)	—	—	式	5	改造	非安重	1G, 第2類	
335	その他の加工施設	非常用設備	火災区域構造物 (ウラン貯蔵・廃棄物建屋)	—	—	式	5	改造	非安重	1G	
352	その他の加工施設	核燃料物質の検査設備	サンプル保管戸棚	中央操作棟	1	台	5	改造	非安重	第3類	
358	その他の加工施設	核燃料物質の計量設備	秤量計A	Aウラン貯蔵庫	1	台	5	既設	非安重	第1類	
359	その他の加工施設	核燃料物質の計量設備	秤量計B	Aウラン貯蔵庫	1	台	5	既設	非安重	第1類	
360	その他の加工施設	洗缶設備	洗缶架台	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	1G	
361	その他の加工施設	除染設備	除染ハウス	中央操作棟	1	式	5	改造	非安重	第3類	
362	その他の加工施設	除染設備	除染排気処理装置	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第2類	
363	その他の加工施設	除染設備	除染排風機	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第2類	
364	その他の加工施設	除染設備	主要除染ダクト	中央操作棟	—	式	5	既設	非安重	第2類	
365	その他の加工施設	除染設備	ドライクリーニング装置	中央操作棟	1	台	5	撤去	—	—	

今回申請	技術基準への適合に関する変更有無の考え方
不法侵入等防止	【今回申請】欄 ○：適合性確認を実施するもの (要求事項、設計内容に変更があり、変更内容に応じた説明を実施するもの) —：条文要求を受けないもの ※本項は新たに追加された技術基準規則であるため、既認可における適合の説明はない。
第九条	
—	同上
—	同上
—	同上
—	同上
—	撤去機器のため対象外とする。
—	人の不法な侵入等の防止に係る適合は、個々の機器に対して適合性を示す内容ではなく、核物質防護等に係る運用での適合を示すものであることから、対象外とする。
—	同上
—	同上
—	同上
—	同上
—	同上
—	同上
—	同上
—	同上
—	同上
—	同上
—	同上
—	同上
—	同上
—	同上
—	同上
—	同上
—	同上
—	同上
—	同上
—	同上
—	撤去機器のため対象外とする。

添付 2

変更内容に係る補足説明事項について

【第5回申請】

ウラン濃縮加工施設 設工認申請書	再処理施設 規制ヒアリング資料（令和3年9月28日規制ヒアリング資料）	補足説明
<p>1. 概要 本資料は、「加工施設の技術基準に関する規則（以下「技術基準規則」という。）」第9条に基づき、本施設への人の不法な侵入等の防止について説明するものである。</p> <p>2. 基本方針 本施設への人の不法な侵入並びに核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為を防止するため、区域の設定、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁による防護、巡視、<u>（注1）</u> 出入口での身分確認及び施錠管理を行うことができる設計とする。 核物質防護上の措置が必要な区域については、 <u>（注1）</u> 核物質防護措置に係る関係機関との通信及び連絡を行うことができる設計とする。さらに、防護された区域内においても、施錠管理により、本施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システム（以下「情報システム」という。）への不法な接近を防止する設計とする。 また、本施設への不正な爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による敷地外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため、持込み点検を行うことができる設計とする。 さらに、不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止するため、情報システムが電気通信回線を通じた不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を受けられないように、当該情報システムに対する外部からの不正アクセスを遮断することができる設計とする。 <u>（注2）</u></p> <p>3. 本施設への人の不法な侵入の防止方法について 本施設への人の不法な侵入並びに核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為を以下のとおり実施し防止する。<u>（注3）</u></p>	<p>1. 概要 本資料は、「再処理施設の技術基準に関する規則」第9条に基づき、再処理施設への人の不法な侵入等の防止について説明するものである。</p> <p>2. 再処理施設への人の不法な侵入等の防止についての概要 再処理施設への人の不法な侵入並びに核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為を防止するため、区域の設定、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁による防護、巡視、<u>監視</u>、<u>（注1）</u> 出入口での身分確認及び施錠管理を行うことができる設計とする。 核物質防護上の措置が必要な区域については、<u>接近管理及び出入管理を確実に行うため、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視することができる設計とする</u>とともに、<u>（注1）</u> 核物質防護措置に係る関係機関との通信及び連絡を行うことができる設計とする。さらに、防護された区域内においても、施錠管理により、再処理施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システム（以下「情報システム」という。）への不法な接近を防止する設計とする。 また、再処理施設への不正な爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による敷地外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため、持込み点検を行うことができる設計とする。 さらに、不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止するため、情報システムが電気通信回線を通じた不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を受けられないように、当該情報システムに対する外部からの不正アクセスを遮断することができる設計とする。 <u>人の容易な侵入を防止できる柵等を他施設と共用する場合は、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</u><u>（注2）</u></p> <p>3. 再処理施設への人の不法な侵入の防止方法について 再処理施設への人の不法な侵入並びに核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為を以下のとおり実施し防止する。<u>（注3）</u></p>	<p>補足説明</p> <p>（注1）下線部は、再処理施設、MOX加工施設の核物質防護上の要求事項であり、本施設の核物質防護上の要求事項ではないことから記載しない。 なお、本施設においては、技術基準規則の要求事項「人の不法な侵入の防止するための適切な措置」に対して、障壁による防護、巡視等の措置の実施により適合している。</p> <p>（注2）再処理施設、MOX加工施設は、人の不法な侵入等の防止に係る設備で共用する設備があるが、本施設で他施設と共用する設備はないことから記載しない。</p> <p>（注3）再処理施設、MOX加工施設の規制庁ヒアリング結果（令和3年9月28日実施）を反映。以下の文章に修正する。</p> <p>（修正事項：「実施し」を削除）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>「本施設への人の不法な侵入並びに核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為を以下のとおり防止する。」</p> </div>

※破線枠で示した箇所は、設工認申請書の記載の充実化、適正化を図る箇所を示す。

ウラン濃縮加工施設 設工認申請書	再処理施設 規制ヒアリング資料 (令和3年9月28日規制ヒアリング資料)	補足説明
<p>3.1 物理的障壁による防護等</p> <p>本施設への人の不法な侵入並びに核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為を防止するため、区域の設定、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁による防護、巡視、監視、出入口での身分確認及び施錠管理を行うことができる設計とする。</p> <p>さらに、防護された区域内においても、施錠管理により、情報システムへの不法な接近を防止する設計とする。</p> <p>3.2 出入管理</p> <p>業務上常時立ち入ろうとする者（以下「常時立入者」という。）については、その身分及び立入りの必要性を確認の上、当該者に立入りを認めたことを証明する書面等（以下「証明書等」という。）を発行し、立入りの際に所持させ、それをを用いて出入管理を行う。また、立入りの間、証明書等を常に容易に確認できる部位に取り付けさせる。</p> <p>常時立入者以外の者については、その身分及び立入りの必要性を確認の上、当該者に証明書等を発行し、立入りの際に所持させ、それをを用いて出入管理を行う。また、立入りの間、証明書等を常に容易に確認できる部位に取り付けさせ、さらに防護された区域及び核物質防護上の措置が必要な区域に立ち入る場合には、当該区域内において常時立入者を同行させ、防護のために必要な監督を行う。</p> <p>3.3 車両の管理</p> <p>業務用の車両として濃縮・埋設事業所に立ち入る車両については、事前にその立入りの必要性を確認の上、証明書等を発行し、立入りの際に掲示させる。なお、業務用の車両以外の車両の濃縮・埋設事業所への立入りを原則禁止*1する。</p> <p>*1：当該区域に立ち入ることが特に必要な車両であって、本施設への人の不法な移動並びに核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為の防止に支障がないと認められるものを除く。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(注4)</p>	<p>3.1 物理的障壁による防護等</p> <p>再処理施設への人の不法な侵入並びに核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為を防止するため、区域の設定、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁による防護、巡視、監視、出入口での身分確認及び施錠管理を行うことができる設計とする。</p> <p>さらに、防護された区域内においても、施錠管理により、情報システムへの不法な接近を防止する設計とする。</p> <p>3.2 出入管理</p> <p>業務上常時立ち入ろうとする者（以下「常時立入者」という。）については、その身分及び立入りの必要性を確認の上、当該者に立入りを認めたことを証明する書面等（以下「証明書等」という。）を発行し、立入りの際に所持させ、それをを用いて出入管理を行う。また、立入りの間、証明書等を常に容易に確認できる部位に取り付けさせる。</p> <p>常時立入者以外の者については、その身分及び立入りの必要性を確認の上、当該者に証明書等を発行し、立入りの際に所持させ、それをを用いて出入管理を行う。また、立入りの間、証明書等を常に容易に確認できる部位に取り付けさせ、さらに防護された区域及び核物質防護上の措置が必要な区域に立ち入る場合には、当該区域内において常時立入者を同行させ、防護のために必要な監督を行う。</p> <p>3.3 車両の管理</p> <p>業務用の車両として再処理事業所に立ち入る車両については、事前にその立入りの必要性を確認の上、証明書等を発行し、立入りの際に掲示させる。なお、業務用の車両以外の車両の再処理事業所への立入りを原則禁止*する。</p> <p>*：当該区域に立ち入ることが特に必要な車両であって、再処理施設への人の不法な移動並びに核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為の防止に支障がないと認められるものを除く。</p> <p>3.4 探知施設</p> <p><u>防護された区域及び核物質防護上の措置が必要な区域における監視を確実に行うため、監視装置による監視をモニター及び大型表示装置により集中的に行うことのできる見張人の詰所を設ける。</u></p> <p><u>防護された区域及び核物質防護上の措置が必要な区域への人の侵入を確認することができる侵入検知器や監視カメラ等の監視装置により監視を行う。</u>^(注4)</p>	<p>(注4) 下線部の探知施設に係る項は、再処理施設、MOX加工施設の核物質防護上の要求事項であり、本施設の核物質防護上の要求事項ではないことから記載しない。</p> <p>なお、本施設においては、技術基準規則の要求事項「人の不法な侵入の防止するための適切な措置」に対して、障壁による防護、巡視等の措置の実施により適合している。</p>

ウラン濃縮加工施設 設工認申請書	再処理施設 規制ヒアリング資料 (令和3年9月28日規制ヒアリング資料)	補足説明
<p>3.4 通信及び連絡 核物質防護上の措置が必要な区域への人の不法な侵入並びに核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為があった際に、核物質防護措置に係る関係機関への通信及び連絡を迅速かつ確実に行うために、通信及び連絡ができる PHS 及び固定電話等を配備する。</p> <p>(注5)</p> <p>4. 持ち込み点検 <u>本施設外からの不正な爆発性又は易燃性を有する物件其他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持ち込み (郵便物等による敷地外からの爆発物及び有害物質の持ち込みを含む。)</u>を防止するため、<u>持ち込み点検を行う。</u></p> <p>(注6)</p> <p>5. 不正アクセス行為 (サイバーテロを含む。) の防止対策 不正アクセス行為 (サイバーテロを含む。) を防止するため、情報システムが電気通信回線を通じた妨害破壊行為等を受けることがないように、電気通信回線を通じた当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する措置を講ずる。情報システムに対する不正アクセス行為 (サイバーテロ</p>	<p>3.5 通信及び連絡 核物質防護上の措置が必要な区域への人の不法な侵入並びに核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為があった際に、核物質防護措置に係る関係機関への通信及び連絡を迅速かつ確実に行うために、通信及び連絡ができる PHS 及び固定電話等を配備する。</p> <p>4. 持ち込み点検 再処理施設外からの不正な爆発性又は易燃性を有する物件其他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持ち込み (郵便物等による敷地外からの爆発物及び有害物質の持ち込みを含む。) を防止するため、<u>持ち込み点検を行う。</u> また、防護された区域において、金属を探知することができる装置を用いて点検を行う。(注6)</p> <p>5. 不正アクセス行為 (サイバーテロを含む。) の防止対策 不正アクセス行為 (サイバーテロを含む。) を防止するため、情報システムが電気通信回線を通じた妨害破壊行為等を受けることがないように、電気通信回線を通じた当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する措置を講ずる。情報システムに対する不正アクセス行為 (サイバーテロを</p>	<p>(注5) 再処理施設, MOX 加工施設の規制庁ヒアリング結果 (令和3年9月28日実施) を反映。以下の文章を追加する。</p> <p>(追加事項)</p> <p>3.5 核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為への対策 敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動への対策については、核燃料物質の移動を行う前に所定の手続きに基づき承認を得る。また、核物質防護上の措置が必要な区域の出口において、核燃料物質の不法な持ち出しを確認するための検知器を配備すること等とする。 敷地内の人による妨害破壊行為への対策については、「3.2 出入管理」に定める核物質防護上の措置が必要な区域に立ち入る者に対して証明書等を発行し、立入りの際に所持させ、それを用いて出入管理の措置を実施する。</p> <p>(注6) 下線部の持ち込み点検に係る項のうち、再処理施設における「また、防護された区域において、金属を探知することができる装置を用いて点検を行う。」は、再処理施設, MOX 加工施設の核物質防護上の要求事項であり、本施設の核物質防護上の要求事項ではないことから記載しない。 なお、本施設においては、技術基準規則の要求事項「不正な爆発性又は易燃性を有する物件其他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための適切な措置」に対して、持ち込み点検の実施により適合している。</p>

※破線枠で示した箇所は、設工認申請書の記載の充実化、適正化を図る箇所を示す。

ウラン濃縮加工施設 設工認申請書	再処理施設 規制ヒアリング資料（令和3年9月28日規制ヒアリング資料）	補足説明
<p>を含む。）が行われるおそれがある場合又は行われた場合に迅速に対応できるよう情報システムセキュリティに関する計画を定める。</p> <hr/> <hr/> <p>(注7)</p>	<p>む。）が行われるおそれがある場合又は行われた場合に迅速に対応できるよう情報システムセキュリティに関する計画を定める。</p> <p>6. 人の容易な侵入等を防止するための資機材の他施設との共用について <u>人の容易な侵入等を防止するための資機材を MOX 燃料加工施設及び特定廃棄物管理施設と共用する場合は、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</u> (注7)</p>	<p>(注7) 再処理施設、MOX 加工施設は、人の不法な侵入等の防止に係る設備で共用する設備があるが、本施設で他施設と共用する設備はないことから記載しない。</p>